

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟

みなし被扶養者認定基準要領

昭和 58 年 7 月 5 日 制 定

第 1 条 この基準要領は、医療費給付規程第 5 条第 2 項の規定の適正な運用をはかるため、この基準を定める。

第 2 条 医療費給付規程第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定の運用解釈は、次によるものとする。

1 扶養すべき同居親族の範囲及び条件

(1) 祖父母の場合は、満 70 才以上で総収入 90 万円以下の者とし、所得証明書を添付する。

(2) 父母の場合は、満 60 才以上で総収入 90 万円以下の者とし、所得証明書を添付する。

(3) 配偶者の場合は、次による。

(ア) 連盟加入事業所以外に勤務する健保の被保険者の被扶養者となっている者は、被保険者の総収入とし、年間給与の総額及びその他の収入の合計額が 400 万円以下とし、所得証明書を添付する。

(イ) 自営業のため国保に加入している者は、当人の総収入とし、自営業所得及び他の収入合計額が 400 万円以下とし、所得証明書を添付する。

(4) 子供の場合は、小学校入学前及び学校教育法第 1 条及び第 124 条に規定する学校に就学中であって、満 22 才に達した日以後における最初の 3 月 31 日までとする。

(5) 前記 (1) から (4) の認定基準該当者であっても、健保組合及び共済組合等が医療費の附加給付を実施している団体の被保険者及び被扶養者については認定しない。

第 3 条 医療給付任意継続会員は、医療給付規程第 5 条第 2 項ただし書き（みなし被扶養者）は適用しないものとする。

第 4 条 みなし被扶養者に認定された者の状況を毎年 1 回（6 月）、別に定める様式により報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 8 月 1 日から適用し、平成 12 年 7 月 31 日以前に認定したみなし被扶養者については平成 13 年 5 月 31 日まで猶予する。

附 則

この要領は、昭和 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 18 日一部改正）

この要領は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。